

一般社団法人日本応用地質学会 名誉会員選考及び表彰規程

平成26年	5月27日	制定
平成29年	9月19日	改定
令和元年	6月21日	改定
令和元年	10月24日	改定

(総則)

第1条 この規程は、一般社団法人日本応用地質学会（以降、この法人という）の名誉会員並びに日本応用地質学会論文賞（以降、論文賞と略す）、日本応用地質学会功績賞（以降、功績賞と略す）、日本応用地質学会表彰（以降、学会表彰と略す）及び日本応用地質学会永年会員表彰（以降、永年会員表彰と略す）の選考に適用する。

②名誉会員は、原則として学会の在籍年数が30年を超え、学会員としての活動が顕著であると認められる会員を対象に2年に一度選考し、認定する。

③論文賞は、学会誌「応用地質」に掲載された論文と報告を対象として2年に一度選考し、表彰を行う。

④功績賞はこの法人の運営に功績があったと認められる者を、不定期に選考し、表彰を行う。

⑤学会表彰は、応用地質学の分野における、技術開発・教育・普及における著しい功績が認められる個人および団体（非会員を含む）を対象として通年応募を受け、原則として2年に一度選考し、表彰を行う。

⑥永年会員表彰は名誉会員を除く在籍50年以上の正会員を選考の対象とし、本学会へのこれまでの貢献性等も勘案して選考し、毎年表彰を行う。

⑦名誉会員並びに功績賞の選考を行うため名誉会員・功績賞選考特別委員会、論文賞の選考を行うため論文賞選考特別委員会を設置する。

(名誉会員の予備選考)

第2条 規則第27条第1項による選考に先立ち、予備選考を総務委員会で行う。

②予備選考に欠席する総務委員は審議事項に関して意見書を付すものとする。

③総務委員会は、予備選考に当たり名誉会員候補の生年月日、会員在籍期間及びこの法人における功績に関する調書を作成する。

④予備選考の結果、総務委員長は名誉会員候補を名誉会員・功績賞選考特別委員会に推薦する。

(功績賞の予備選考)

第3条 名誉会員・功績賞選考特別委員会での選考に先立ち、予備選考を総務委員会で行う。

②予備選考に欠席する総務委員は、審議事項に関して意見書を付すものとする。

③総務委員会は、予備選考に当たり功績賞候補のこの法人における功績に関する調書を作成する。

④予備選考の結果、総務委員長は功績賞候補を名誉会員・功績賞選考特別委員会に推薦する。

(論文賞の予備審査)

第4条 規則第19条第1項による選考に先立ち、予備審査を編集委員会で行う。

②予備審査に欠席する編集委員は、審議事項に関して意見書を付すものとする。

③予備審査の結果、編集委員長は原則として5～10編程度の論文賞候補を論文賞選考特別委員会に推薦する。

④予備審査は、論文賞を授与する社員総会を開催する年度の前年の最終号発刊後すみやかに実施するものとする。

(選考特別委員会の構成)

第5条 名誉会員・功績賞選考特別委員会は、副会長、総務委員長、事業企画委員長、理事2名、常置委員会委員6名（総務、編集、事業企画、国際、研究企画、広報・情報委員会より1名ずつ）で構成し、副会長を委員長とし、総務委員長を幹事とする。

②論文賞選考特別委員会は、副会長、編集委員長、理事2名、常置委員会委員6名（総務、編集、事業企画、国際、研究企画、広報・情報委員会より1名ずつ）で構成し、副会長を委員長とし、編集委員長を幹事とする。なお、必要により委員長の推薦に基づき委員を理事会で選任し、会長が委嘱できるものとする。

(選考特別委員の選任)

第6条 論文賞選考特別委員及び名誉会員・功績賞選考特別委員の候補者は、総務委員会で選出し、委員は理事会で選任する。

②論文賞候補に推薦されたものは論文賞選考特別委員となることはできない。

③委員候補の選出にあたっては産、学、官の偏りのないよう努める。

(名誉会員・功績賞選考特別委員会及び委員の職務)

第7条 名誉会員・功績賞選考特別委員会は、名誉会員候補及び功績賞候補を選定し、理事会に諮る。

②名誉会員候補の理事会への報告にあたっては、候補者の生年月日、会員在籍期間及びこの法人における功績調書を付すものとする。

③功績賞候補の理事会への報告にあたっては、選定理由書を付すものとする。

④名誉会員候補及び功績賞候補として該当するものがない場合は、その旨を理事会に諮る。

⑤名誉会員・功績賞選考特別委員会に欠席の委員は、審議事項に関して意見書を付すものとする。

(論文賞選考特別委員会及び委員の職務)

第8条 論文賞選考特別委員会は原則として2編を超えない論文賞候補を選定し、理事会に諮る。

②論文賞候補の理事会への報告にあたっては、選定理由書を付すものとする。

③論文賞候補として該当するものがない場合は、その旨を理事会に諮る。

④論文賞選考特別委員会に欠席の委員は、審議事項に関して意見書を付すものとする。

(学会表彰の審査)

第9条 学会表彰は会員による自薦または他薦により所定の様式で応募された候補について、総務委員会で書類審査を行う。

②書類審査に欠席する総務委員は、審議事項に関して意見書を付すものとする。

③総務委員会は、書類審査の結果、学会表彰候補として適正であると認められたものについて調書を作成し、理事会に提出する。

④理事会は、推薦書と総務委員会より送付された調書をもとに学会表彰の可否について審議する。

⑤学会表彰候補者に総務委員，理事が含まれる場合は，当該候補の書類審査並びに理事会決議に加わることはできない。

（永年会員表彰の審査）

第10条 永年会員表彰は事務局により会員名簿から候補者を選定し，総務委員会で書類審査を行う。

②総務委員会は，書類審査の結果，永年会員表彰候補として適正であると認められた会員を推挙し，理事会に諮る。

③理事会は，推挙された候補者の永年会員表彰の可否について審議する。

附則

（規程の制定，変更及び廃止）

第1条 この規程は，理事会の承認（平成26年5月27日）をもって施行する。この規程の施行に伴い，日本応用地質学会賞選考及び名誉会員選考規程は廃止する。

②この規程の変更及び廃止は，理事会の承認を得なければならない。